

令和7年12月2日

総務部 総務課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

1 和解の相手方

足立区民 2名

2 事件の概要

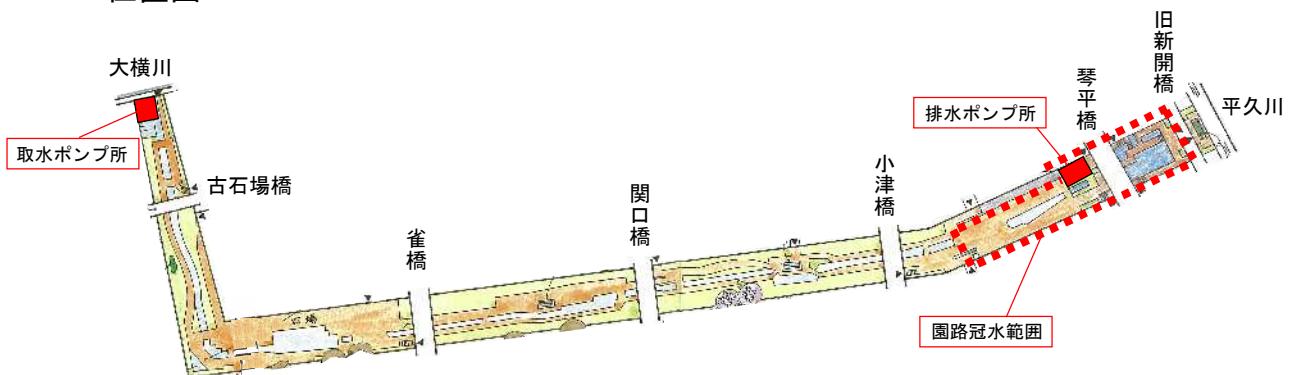
(1) 発生年月日 令和5年7月2日

(2) 発生場所 古石場川親水公園 琴平橋下付近

(3) 事件の概要 古石場川に設置する排水ポンプが異常を検知したことにより停止したが、取水ポンプが連動して停止しなかったため、古石場川親水公園琴平橋下付近の園路の冠水及び隣接するマンション1棟の床上浸水が発生し、当該マンションに居住している1に掲げる和解の相手方（以下「相手方」という。）の居室に置かれていた家財等が損害を受けた。

3 和解の内容

区は、相手方に対し、4に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

4 損害賠償額 480,118円（仮住居費、家財費用等）**5 位置図**

6 関係者、賠償項目及び損害賠償額（予定）一覧

No.	場所	状況	示談締結先 (予定)	賠償項目	損害賠償額
1	共用部	・浸水被害による 障壁等の汚損 ・復旧工事完了	マンション 管理組合が 契約してい る保険会社	復旧工事費用	1, 710, 500円 ※ 令和5年第3回区議会 定例会において議決済み
2	住戸 a	・浸水被害による 家財及び障壁等 の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Aは自宅 に戻る。	所有者 A	復旧工事費用 家賃費用	3, 941, 424円 ※ 令和6年第1回区議会 定例会において議決済み
3				宿泊費用	741, 947円 ※ 令和6年第2回区議会 定例会において報告済み
			居住者 A	家財費用 その他（光熱費）	
4	住戸 b	・浸水被害による 家財及び障壁等 の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Bは自宅 に戻る。	所有者 B	復旧工事費用 家賃費用	(未 定)
5				宿泊費用	(未 定)
6			居住者 B	家財費用（保険会社 の支払額を控除した 額） その他（休業損害、 光熱費等）	215, 400円 ※ 令和5年第4回区議会 定例会において報告済み
7	住戸 c	・浸水被害による 家財及び障壁等 の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Cは区外 転出	所有者 C	復旧工事費用 家賃費用	(未 定)
8				宿泊費用	480, 118円
9			居住者 C	家財費用（保険会社 の支払額を控除した 額） その他（休業損害、 光熱費等）	386, 091円 ※ 令和7年第2回区議会 定例会において報告済み
			居住者 C	家財費用 臨時宿泊費用	
				合計	未 定

(令和7年12月2日時点の損害認定額であるため、今後、変動する。)